

茨城県迷惑行為防止条例施行規則

平成21年 2月26日

公安委員会規則第1号

〔沿革〕 平成28年 3月公安委員会規則第4号改正

令和2年 1月公安委員会規則第2号改正

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県迷惑行為防止条例(平成13年茨城県条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令の方法)

第2条 条例第6条第4項の規定による命令は、命令書(別記様式第1号)を交付して行うものとする。

2 条例第6条第6項の規定による命令は、命令書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

3 前2項の命令書を交付したときは、相手方から命令書受領・違反確認書(別記様式第3号)を徴するものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第3条 条例第6条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日公安委員会規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月30日公安委員会規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 市 名 | 地 域 |
|-----|---|
| 水戸市 | 泉町三丁目、五軒町三丁目、栄町一丁目、三の丸一丁目のうち1番から4番まで(住居表示)、大工町一丁目、大工町二丁目、天王町のうち4番から7番まで(住居表示)、宮町一丁目、宮町二丁目 |
| 土浦市 | 有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町 |

第 号
年 月 日

住 居
氏 名
生年月日 年 月 日

所属
階級
氏名 印

命 令 書

あなたが行った下記の客引き等の相手方となる者を待つ行為は、茨城県迷惑行為防止条例（平成13年茨城県条例第34号）第6条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該行為をやめるよう命じます（この命令に違反した者は、同条例第13条の規定により20万円以下の罰金又は拘留に処することとされています。）。

記

1 日時
年 月 日 時 分頃

2 場所

3 内容

- 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの
 - 性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
 - 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 午後10時から翌日の午前6時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - 性的好奇心に応じて人に接触する役務を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる営業に関する情報の提供

- 次に掲げる行為について、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの
 - 性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
 - 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）

- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの
 - 性的好奇心をそそる見せ物への出演
 - 性的好奇心をそそる物品の被写体となる行為
 - 性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供
 - 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為

- 次に掲げる行為について、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待っていたもの
 - 性的好奇心をそそる見せ物への出演
 - 性的好奇心をそそる物品の被写体となる行為
 - 性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供
 - 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意) 印のある欄については、該当するにレ印を付すこと。

命令書受領・違反確認書

1 私は、茨城県迷惑行為防止条例（平成13年茨城県条例第34号）第6条第 項の規定による命令を受け、命令書（ 年 月 日第 号）を確かに受領しました。

2 私は、 年 月 日 午前・午後 時 分頃、茨城県 において、

受領・確認者

年 月 日

住 居

氏 名

印

生年月日

年 月 日

連絡先

（ - - ）

取扱者